

○棚倉町建設工事に係る共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、町の発注する建設工事に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の基本的要件並びに建設工事入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）等の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 経常建設工事共同企業体

工事等請負有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に登録された共同企業体をいう。

(2) 特定建設工事共同企業体

特定の工事の施工を目的として工事毎に結成された共同企業体をいう。

(基本的要件)

第3条 共同企業体は、施工体制及び責任分野を明確にし、実質的な施工能力の増大を図るため、原則として次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

(1) 経常建設工事共同企業体

ア 構成員の数は、2社又は3社とする。

イ 構成員の出資の割合は、2社の場合は30%以上、3社の場合は20%以上とする。

ウ 運営形態は、構成員が運営委員会のもとに一体となって施工するものであること。

エ 構成員は、町長に対して、資格審査申請書を提出している者で、福島県内に主たる営業所を有する建設業者であること。

この場合、構成員は、同一業種で2以上の経常建設工事共同企業体の構成員となることはできない。

オ 資格申請をしようとする工事種別が、等級別格付がなされている工事種別であるときは、最上位の等級の格付となるような構成でなければならない。

カ その他必要に応じて定める要件

(2) 特定建設工事共同企業体

ア 構成員は、その年度の棚倉町の有資格業者名簿に登録されている建設業者（以下「登録業者」という。）でなければならない。

イ 前号アからウまでの要件は、特定建設工事共同企業体にも準用する。

ウ その他必要に応じて定める要件。

（経常建設工事共同企業体の資格審査申請手続）

第4条 経常建設工事共同企業体が資格審査申請をしようとするときは、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 建設工事入札参加資格審査申請書（「棚倉町を発注者として指名競争入札の方法により、工事又は製造の請負、物品の買入れその他の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類の指定」（昭和62年棚倉町告示第11号。以下「町告示第11号」という。）に定める第1号様式）

(2) 建設工事共同企業体協定書（写し）

(3) 各構成員の経営事項審査申請書（写し）

(4) その他町長が必要と認めた書類

（経常建設工事共同企業体の資格審査）

第5条 経常建設工事共同企業体の資格審査は、町告示第11号並びに「工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和62年棚倉町訓令第4号。以下「指名等に関する要綱」という。）及び工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等」

（昭和62年棚倉町訓令第4号）の定めるところにより行うものとする。

（特定建設工事共同企業体の結成手続等）

第6条 対象工事の入札に参加しようとする者は、公告において示された要件又はこの要綱において定められた要件に該当する者同士で自主的に特定建設工事共同企業体を結成し、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 建設工事入札参加資格審査申請書（入札参加資格告示に定める第1号様式）

(2) 特定建設工事共同企業体構成表（第1号様式）

(3) 特定建設工事共同企業体協定書（写し）

(4) 入札参加申請書（第2号様式）

(5) 施工実績調書（第3号様式）

- (6) 配置予定技術者調書（第4号様式）
- (7) 各構成員の経営事項審査申請書（写し）
- (8) その他町長が必要と認めた書類
（特定建設工事共同企業体の有効期間）

第7条 町と請負契約を締結した特定建設工事共同企業体の有効期間は当該請負契約履行後3月を経過した日までとする。

- 2 契約の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体の有効期間は、当該工事の請負契約が締結された日をもって終了するものとする。
（構成員の加入脱退）

第8条 共同企業体の構成員のいずれかが脱退した場合には、残存構成員が共同連帯して工事完成の義務を負うものとする。

- 2 共同企業体の工事の途中において一部の構成員が脱退した場合には、脱退した構成員が工事施工の主導的役割を担っていたこと等により、残存構成員のみでは適正な施工の確保が困難と認められるときには、当該工事の契約権者は、残存構成員からの共同企業体構成員新規加入承認申請書（第5号様式）に基づき、新たな建設業者を当該共同企業体の構成員として加入させることができるものとする。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 棚倉町建設工事に係る共同企業体取扱要綱（昭和62年3月30日訓令第5号）は、廃止する。

第1号様式

特定建設工事共同企業体構成員表

1 構成員の入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体	商号又は名称	
	住 所	
	代 表 者 氏 名	
	申 請 業 種	
代 表 構 成 員	商 号 又 は 名 称	
	住 所	
	代 表 者 氏 名	
	出 資 比 率	%
	指 名 停 止 の 有 無	有 ・ 無
	申 請 業 種 の 経 営 事 項 点 審 査 結 果 の 総 合 評 点	点
そ の 他 の 構 成 員	商 号 又 は 名 称	
	住 所	
	代 表 者 氏 名	
	出 資 割 合	%
	指 名 停 止 の 有 無	有 ・ 無
	申 請 業 種 の 経 営 事 項 点 審 査 結 果 の 総 合 評 点	点
そ の 他 の 構 成 員	商 号 又 は 名 称	
	住 所	
	代 表 者 氏 名	
	出 資 割 合	%
	指 名 停 止 の 有 無	有 ・ 無
	申 請 業 種 の 経 営 事 項 点 審 査 結 果 の 総 合 評 点	点

第2号様式

入札参加申請書

年 月 日

棚倉町長

申請者 共同企業体名称

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

電話番号

下記工事に係る条件付き一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて申請します。

なお、入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと、また添付書類については、事実と相違ないことを申し添えます。

記

1 公告年月日 年 月 日

2 入札年月日 年 月 日

3 工事名

4 工事場所

5 経営事項審査の総合評定値

会社名	(代表者)	(構成員)	(構成員)
総合評定値	点	点	点

6 配置予定技術者

会社名	(代表者)	(構成員)	(構成員)
配置予定技術者(1)	氏名 資格	氏名 資格	氏名 資格
配置予定技術者(2)	氏名 資格	氏名 資格	氏名 資格

第3号様式

施工実績調書

共同企業体名称 _____

代表構成員
商号又は名称 _____

工事 等 名	工事種別		工事名	
	発注機関名			
	工事場所			
	契約金額	円		
	工期	年 月 日 ～ 年 月 日		
	受注形態等	単体 ・ J V (出資割合 %)		
工事概要	構造形式・規模・寸法等			

工事 等 名	工事種別		工事名	
	発注機関名			
	工事場所			
	契約金額	円		
	工期	年 月 日 ～ 年 月 日		
	受注形態等	単体 ・ J V (出資割合 %)		
工事概要	構造形式・規模・寸法等			

※上記の工事にかかる契約書の写しをそれぞれ添付すること。

第4号様式

配置予定技術者調書

共同企業体名称
(代表構成員 ・ その他の構成員)
商号又は名称

配置予定者の氏名	
経 験 年 数	年
最 終 学 歴	年卒業
法令による資格・免許	

工 事 経 験 の 概 要	工 事 名	
	発注機関名	
	工事場所	
	契約金額	円
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	従 事 役 職	現場代理人 ・ 主任（監理）技術者
	工 事 内 容	
工 事 経 験 の 概 要	工 事 名	
	発注機関名	
	工事場所	
	契約金額	円
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	従 事 役 職	現場代理人 ・ 主任（監理）技術者
	工 事 内 容	

※技術者の資格を明らかにするもの（資格者証等）の写しを添付すること。

第5号様式

共同企業体構成員新規加入承諾申請書

今般、
共同体の構成員である が 年 月 日、 に
より、同構成員から脱退いたしました。工事施工の必要から新たに を加入させる
ことにいたしましたのでご承認くださるよう申請いたします。

年 月 日

共同企業体名称
代表者（構成員） 印

（添付資料）

- 1 共同企業体変更協定書（写し）
- 2 新たな者の加入を、残存構成員全員が承認した旨の書面